国民健康保険税が変わります！

4月の広報かいせいでお知らせしたとおり、平成20年4月から後期高齢者医療制度（長寿医療制度）がスタートするなど医療制度改革が始まりました。国民健康保険税の変わった点について整理しました。

問 総合窓口課 ☎84-0315

国民健康保険税が3区分になります

平成20年4月から後期高齢者医療制度（長寿医療制度）が始まり、75歳以上のかたは後期高齢者医療制度に移行することになりました。この制度にかかる費用の一部を75歳未満のかたが負担することになります。

このため、平成19年度までは医療給付費分と介護納付金分の2区分で課税をしていましたが、平成20年度からは医療給付費分（医療費分）、後期高齢者支援金分（後期高齢分）、介護納付金分（介護分）の3区分になります。

国民健康保険税の税率を改正します

平成20年度から後期高齢者支援金分が創設されたことに伴い、下表のとおり税率が改正されました。

※税率は、医療給付費分から後期高齢者支援金分を分割して、総額が据え置かれるようになっています。

国民健康保険税の特別徴収（年金から徴収）が始まります

これまで国民健康保険税は納付書と口座振替により納付（普通徴収）していましたが、平成20年10月から次の①～③の条件に全て当てはまる世帯主のかたは、年金から差し引いて納付すること（特別徴収）になります。

①世帯主が国民健康保険の被保険者になっていること。

世帯主が会社の健康保険や共済組合の加入者、75歳以上で後期高齢者医療制度の加入者である場合は、該当しません。

②世帯内の国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満であること。

【世帯内に65歳未満のかたがいる場合】

◆65歳未満の国民健康保険の加入者のかたがいる場合

→該当しません

◆65歳未満のかた全員が会社の健康保険、共済組合の加入者である場合

→該当します

【世帯内に75歳以上後期高齢者医療制度の加入者のかたがいる場合】

◆75歳以上のかたが世帯主となっている場合

→該当しません

◆75歳以上のかたが世帯主となっていない場合

→該当します

③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと。

※特別徴収の納期は、年金支給月の10月、12月、2月、4月、6月、8月になります。

普通徴収の納期が変更になります

国民健康保険税の納期は、介護保険料の納期と同様に、10期となります。（6ページ参照）

これにより、6月から翌年3月まで毎月納期が設定されます。

国民健康保険税 税率表（医療費分・後期高齢分・介護分）

	医療費分		後期高齢分		介護分		計	
年度	20	19	20	19	20	19	20	19
所得割	3.4%	4.3%	0.9%	—	1.0%	1.0%	5.3%	5.3%
資産割	22.0%	28.0%	6.0%	—	4.5%	4.5%	32.5%	32.5%
均等割	18,400円	22,000円	3,600円	—	4,600円	4,600円	26,600円	26,600円
平等割	21,700円	26,000円	4,300円	—	5,200円	5,200円	31,200円	31,200円

口座振替をぜひご活用ください

普通徴収の納期が変更になり、年6回納付から年10回納付に増えるため、手続きが簡単で納めやすく、また納め忘れもない口座振替をぜひご活用ください。

※口座振替の申込み方法は本ページ下段をご覧ください。

後期高齢者医療制度の創設に伴い国民健康保険税が軽減（減免）されます

平成20年4月以降、75歳以上のかたは後期高齢者医療制度に移行し、新しい制度で保険料を納めることになります。それに伴って、国民健康保険に引き続き加入するかたの保険税負担が急に増えることのないように、軽減を受けることができます。

①所得の低いかたの保険税の軽減

軽減を受けている世帯について、75歳に到達するかたが、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、新しい制度で保険料を納めることになります。それに伴って、国民健康保険に引き続き加入するかたの保険税負担が急に増えることのないように、軽減を受けることができます。

②世帯割で賦課される保険税の軽減

75歳に到達するかたが、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより単身世帯になるかたは、5年間、保険税の世帯別平等割が半額になります。

※申請は不要です。

③社会保険などの被用者保険の被扶養者（65歳以上）であったかたの軽減

75歳に到達するかたが、被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の加入者になったかたは、2年間、町の条例により保険税が減免されます。

※被用者保険の被扶養者であったかたは国民健康保険への届出が必要です。該当すると思われるかたは、ご相談ください。

Q&A 国民健康保険に関するよくあるご質問について

Q1 会社を退職したのですが、国民健康保険に入る手続きを教えてください。

A1 国民健康保険に加入するには次の書類等をお持ちになり手続きをしてください。

①社会保険資格喪失証明書等
（会社の保険をやめたことを証明する書類）
②印鑑
③運転免許証等本人確認ができるもの

Q2 会社に就職したのですが、国民健康保険はどのようにすればよいですか。

A2 会社の社会保険に加入された場合、国民健康保険をやめる手続きが必要です。
次の書類等をお持ちになり手続きをしてください。

①社会保険から交付された保険証
②印鑑
③国民健康保険の保険証

Q3 4月から後期高齢者医療制度に移り、後期高齢者の新しい保険証が送られてきました。古い国民健康保険の保険証はどのようにしたらよいですか。

A3 4月以前に国民健康保険に加入され、75歳以上で後期高齢者医療制度に移られたかたは、3月までお使いの国民健康保険の保険証と老人医療証を開成町役場総合窓口課にお返しください。

Q4 73歳で国民健康保険に加入しています。3月までは高齢受給者証により窓口では1割の負担でした。
新しい高齢受給者証が送られてきましたが、4月からの負担はどのようになりますか。

A4 平成20年4月からの医療制度改革により、3月まで窓口負担1割であった70歳から74歳の国民健康保険の加入者のかたの窓口負担は2割になりました。
しかし、負担軽減のため国の措置によって、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担は1割のまま据え置かれます。

納付は便利で確実な口座振替で!!

●申込み方法

口座振替依頼書が町役場各課窓口、取扱金融機関にあります。この依頼書と、預貯金通帳、印鑑（通帳届出印）を持参のうえ、町役場各課窓口または取扱金融機関で手続きをしてください。

●取扱金融機関

横浜銀行、スルガ銀行、さがみ信用金庫、中央労働金庫、かながわ西湘農協、ゆうちょ銀行

●振替種目

町県民税（普通徴収分）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、保育所保育料、住宅使用料、上下水道使用料、開成幼稚園保育料、下水道受益者負担金、し尿処理手数料、放課後児童利用料、後期高齢者医療保険料

●振替開始および廃止時期

原則、申込月の翌月末の納付金からとなります。